

グリーンイノベーション基金事業／ 次世代型地熱技術の開発プロジェクト

公募説明会 説明資料

※本事業は経済産業省・資源エネルギー庁の
研究開発・社会実装計画の内容に基づき実施いたします。

2026年9月7日（月）

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部 熱利用・地熱発電ユニット

- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- プロジェクト実施に関する留意事項
- 本公募の流れ
- 提案書（事業戦略ビジョン）の作成について
- グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- プロジェクト実施に関する留意事項
- 本公募の流れ
- 提案書（事業戦略ビジョン）の作成について
- グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

グリーンイノベーション基金事業の概要



2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する

- 産業分野毎の特性も考慮した上で、プロジェクト毎に野心的な2030年目標を設定
- グリーン成長戦略において実行計画を策定している重要分野を対象
- 研究開発成果を社会実装につなげるため独自の仕組みを導入（後述）

本事業



エネルギー関連産業

01
地熱・洋上風力・太陽光

02
水素・燃料アンモニア

03
次世代熱エネルギー

04
原子力

輸送・製造関連産業

05
自動車・蓄電池

09
食料・農林水産業

06
半導体・情報通信

10
航空機

07
船舶

11
カーボンリサイクル
・マテリアル

08
物流・人流
・土木インフラ

家庭・オフィス関連産業

12
住宅・建築物
・次世代電力マネジメント

13
資源循環関連

14
ライフスタイル関連

○グリーン成長戦略において実行計画を策定した重点14分野

グリーンイノベーション基金事業の概要



グリーンイノベーション基金事業の基本方針

基金事業における支援対象、成果を最大化するための仕組み及び実施体制等、各研究開発分野に共通して適用する事業実施に係る方針を定めたもの

研究開発・社会実装計画

基金事業で実施する各プロジェクトの2030年目標・研究開発項目・対象技術の成熟度・予算規模・スケジュール等を記載した計画書
(METI資源エネルギー庁※)

※本事業の場合

公募要領

基本方針及び社会実装計画に基づき公募の対象や要件、提案方法、契約・交付に係る留意事項等を記載したもの
(NEDO)

次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要



次世代型地熱発電の実用化に向けた取組

2026年2月19日
第15回 産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト
部会 グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ
資料6

- **GI基金を活用**した技術開発と国内有望地点での実証により、**2030年までに次世代型地熱のエネルギーを安定的に取り出し資源化するための技術（発電技術等含む）を開発・先行導入**し、第7次エネルギー基本計画に掲げられている「2030年代早期の次世代型地熱発電の実用化」を目指す。

2025年度

導入時期・目標量等の設定

技術課題の特定

有望な国内サイトでの
実証計画の検討（F/S）

- ・ 次世代型地熱官民協議会におけるロードマップの策定
- ・ 国内実証に向けて必要な事前調査等（F/S）の支援

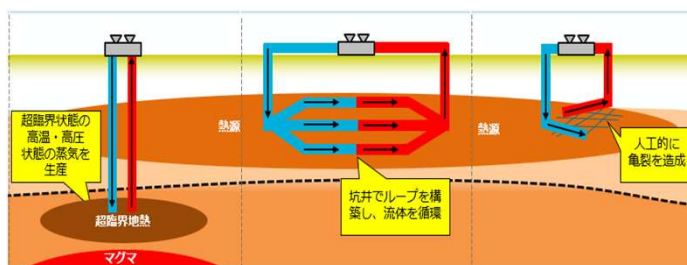


GI基金

2026年度～2030年度

次世代型地熱の資源化技術の開発
国内の有望地点での先行導入

- ・ 次世代型地熱の資源化に向けた技術開発：探査、掘削、採取等の技術
- ・ 開発した技術による、国内の有望地点における実証



2030年代～

普及・拡大

- ・ 2030年代早期の次世代型地熱発電の運転開始
- ・ 国内外での普及・拡大



次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要



- 次世代型地熱技術の開発にかかる全体の事業費総額としては、1,430億円を見込んでおり、**国費負担上限額を1,102億円**に設定。

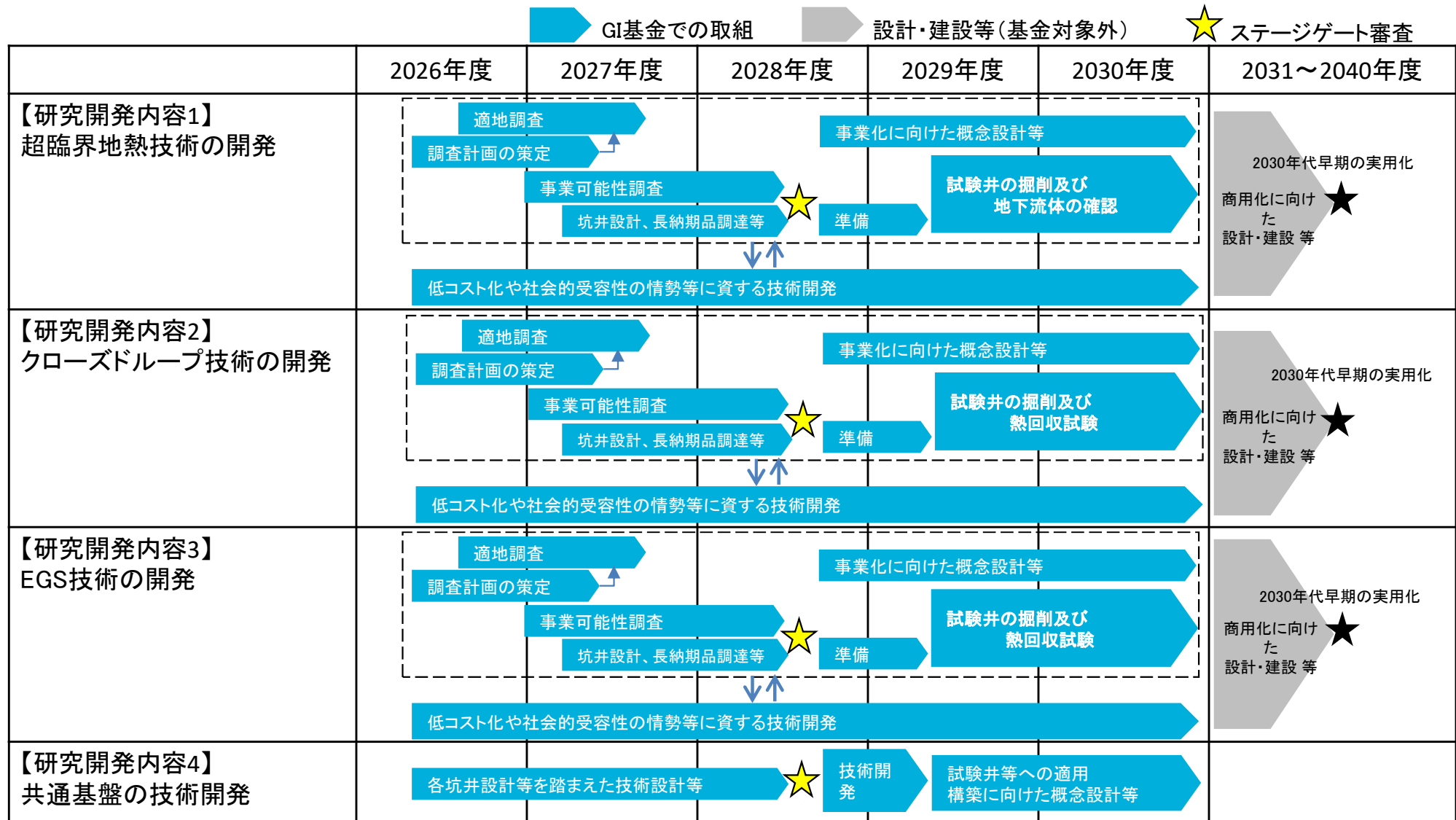
研究開発項目	予算上限額(国費負担分)	補助率	補助率の考え方
【研究開発内容①】 超臨界地熱技術の開発	191億円(※153億円)	2/3 補助 ＋ 1/10 インセンティブ	当該研究開発は、地熱発電導入量の飛躍的な増大に繋げるための事業であり、研究開発を推進することは、GX2040ビジョンにおける記載等でも明記されているとおり、政策としても重要である。また、諸外国において当該研究開発の実現に向けた実証事業が進められている状況。そのため、国内企業が市場のシェアを獲得していくためには、当該研究開発内容を従来よりも短期間で実施し、社会実装を早期に実現する必要がある。一部の技術については要素技術の開発段階であり、十分な基礎データなどが得られていないことから事業化にコミットするためには高いリスクを負う必要があり、野心的な目標を掲げながらも新規参入を促進して競争を促しつつ実用化の前倒しを実現するため、補助率2/3で事業を実施する。
【研究開発内容②】 クローズドループ技術の開発	805億円(※621億円)	2/3 補助 ＋ 1/10 インセンティブ	
【研究開発内容③】 EGS技術の開発	76億円(※61億円)	2/3 補助 ＋ 1/10 インセンティブ	
【研究開発内容④】 共通基盤技術の開発	30億円(※20億円)	委託 ※企業等の場合は インセンティブ1/10	当該研究開発は、研究開発内容①～③を含む次世代型地熱技術の開発に取り組む企業が共通して利用可能な共通基盤技術の開発であることから、開発に取り組む企業等が広く活用できるよう、公平・公正な立場より関係者と連携しながら開発が可能な研究機関等の一の主体に委託し、事業を実施する。

(※)最初のステージゲートまでの3年程度の期間の予算上限。

次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要



2026年2月19日 第15回 産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト部会 グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ 資料6



- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- **プロジェクト実施に関する留意事項**
- 本公募の流れ
- 提案書（事業戦略ビジョン）の作成について
- グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

● データ提供及び利活用に関する事項

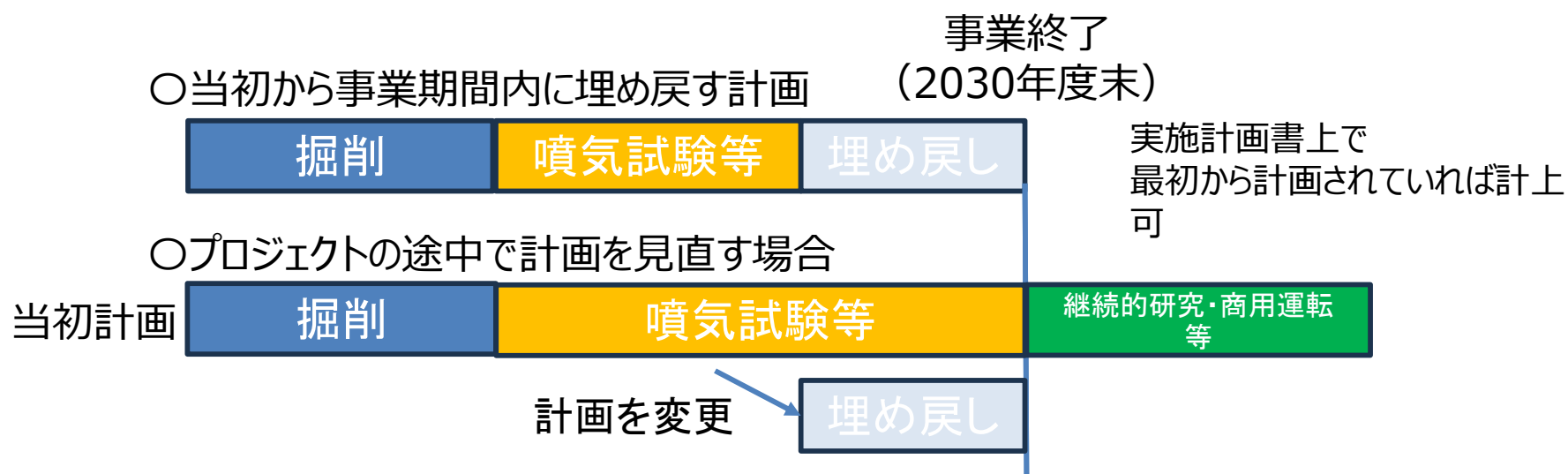
- 研究開発内容①～③の実施者は、本プロジェクトにて取得・生成した“実証データ※”をNEDO及び研究開発内容④の実施者へ提出する。

※共有範囲・方法・頻度を含む具体的な内容は、NEDO及び関係実施者間で別途協議の上定めるが、現時点では、地質調査、物理探査、検層、試料分析、モニタリング試験等により得られる地下データを想定

- 実証データは、プロジェクト推進、研究開発項目間の連携、研究開発内容④（モデル構築・シミュレーション検証）、政策立案等に活用
- 経済産業省、JOGMEC、産総研等に対しても、目的の範囲内でNEDOから共有する場合があるが、第三者への提供・一般公開は、データ提出者の事前承諾を前提
- 企業の競争力に重大な影響を及ぼすおそれのあるノウハウ、営業秘密その他の機微情報については、当該実施者の意向や秘匿の妥当性等を勘案の上、提出対象及び取扱いを協議の上決定

● 実証設備（坑井・装置等）の取扱いに関する事項

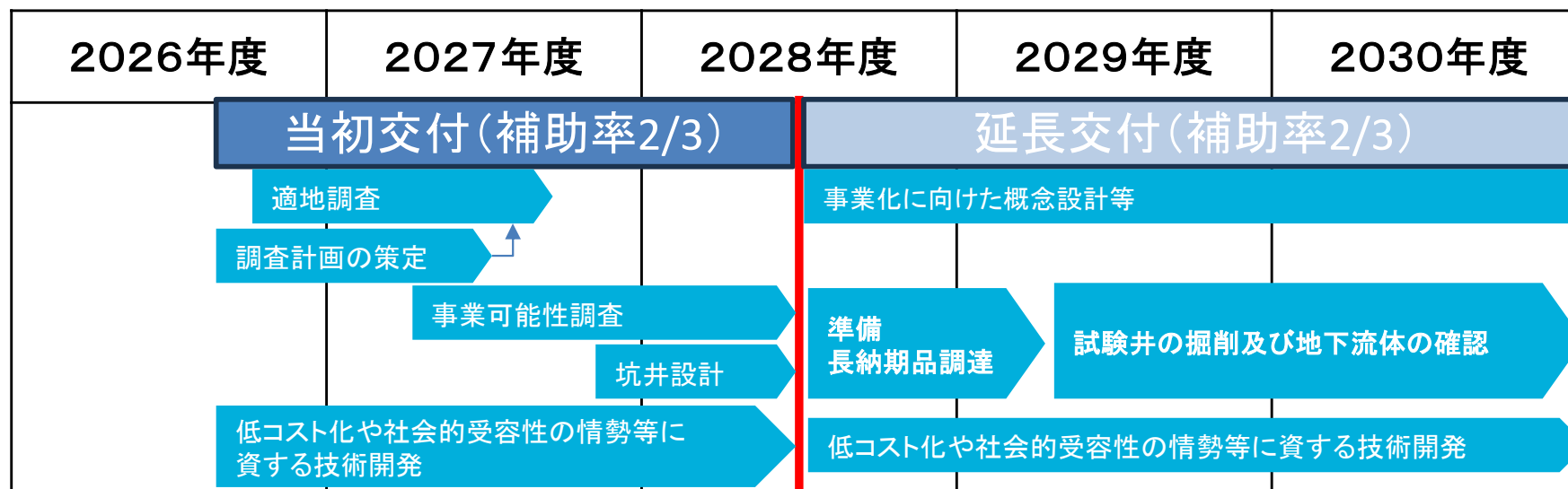
- 本プロジェクトで技術の有効性が実証された後、他の地点で商用化を目指す場合、その具体的計画を提案書に記載し、坑井の埋戻しその他の撤去費用を積算して下さい。採択審査委員会で妥当であると判断された場合、当該費用の支弁を認めます。
- 事業者の責によらない事由により、将来的な活用が見込まれない場合等における坑井の埋戻しその他の撤去措置については、当該措置が合理的に必要であるとWG等の議論を踏まえて、NEDOが認めた場合に限り、当該措置に係る費用を計上することができるものとします。
- ただし、いずれの場合も、当該措置が単なる原状回復にとどまらず、掘削技術、坑井管理技術、環境影響低減等に関する知見の取得に資するなど、本プロジェクトの研究開発の一環として位置付けられる内容を含む必要があります。



プロジェクト実施に関する留意事項

● ステージゲート審査と費用計上に関する事項

- 本プロジェクトは、研究開発・社会実装計画に基づきステージゲート審査を設けており、ステージゲート通過後の事業に係る費用については、当該審査において継続が認められた場合に限り支出可能となります。このため、提案者は、研究開発計画及び調達計画を適切に立案した上で、当該計画の実施に支障が生じないよう、ステージゲート審査の実施時期を設定するものとします。



★ ステージゲート審査

- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- プロジェクト実施に関する留意事項
- **本公募の流れ**
- 提案書（事業戦略ビジョン）の作成について
- グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

- 応募資格のある提案者は、次の(i)～(iii)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で交付を希望する企業等とします。
- i. 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施することは可能。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）ただし、研究開発項目④については、大学・研究機関等が主たる実施者となることが可能。
- iv. （委託事業の場合）NEDOが指定する情報管理体制を有していること。

提出期限及び提出先



公募要領P.9-10

提出期限：2026年11月10日（火）正午アップロード完了

提出書類【委託事業の場合】

- ①事業戦略ビジョン（別添1）
- ②積算用総括表（別紙1）
- ③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添2）
- ④NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票（別添3）
- ⑤提案者情報（別添4）
- ⑥その他の研究費の応募・受入状況（別添5）
- ⑦ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添6）
- ⑦事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（別添7、任意）
- ⑧GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況（別添8）
- ⑨出向者派遣の意向（別添9）
- ⑩関連書類(以下の書類は、webページで公開していれば、URL「別添4：提案者情報」中に明記する形で可。)
直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（3年分）（審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

提出先：Jグランツ公募ページ申請URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXkJMAX?wfid=a0XJ2000006hVnKMAU>

提出期限及び提出先



公募要領P.10-11

提出期限：2026年11月10日（火）正午アップロード完了

提出書類【補助事業の場合】

- ①事業戦略ビジョン（別添1）
- ②積算用総括表（別紙1）
- ③主任研究者 研究経歴書（別添2）
- ④提案者情報（別添3）
- ⑤事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（別添4、任意）
- ⑥GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況（別添5）
- ⑦出向者派遣の意向（別添6）
- ⑧関連書類(以下の書類は、webページで公開していれば、URL「別添3：提案者情報」中に明記する形で可。)
直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（3年分）（審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

提出先：Jグランツ公募ページ申請URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXkJMAX?wfid=a0XJ2000006hVnKMAU>

● 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・交付審査委員会で審査します。採択審査委員会は、書面審査、面接審査により実施します。
- 書面審査は、NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面及び事業面の審査、並びにWG※委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。
- 面接審査は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。
- 契約・交付審査委員会の審議では、技術・社会実装推進委員会による書面審査、面接審査及びWG委員による書面審査の結果等に基づく採択候補が、NEDOが定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。
- なお、交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

- **採択審査の基準**

- i. 研究開発計画について（技術面）
- ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）
- iii. イノベーション推進体制について（経営面）
- iv. その他

→詳細は公募要領をご確認ください。

2026年	8月28日	:	公募開始
2026年	9月7日	:	公募説明会（オンライン）
2026年	11月10日	:	公募締切
2026年	12月中旬（予定）	:	採択審査委員会（面接審査）
2027年	1月中旬（予定）	:	契約・交付審査委員会
2027年	1月下旬（予定）	:	採択先決定
2027年	2月下旬（予定）	:	ウェブサイト公表
2027年	3月下旬（予定）	:	契約締結/交付決定

- 本公募の内容に関する質問等は本説明会の最後に受け付けます。それ以降のお問い合わせは、**2026年10月27日（火）までの間に限り、以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。**ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ（(2)に関するものは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部 地熱担当

E-mail : gi-geothermal[*]ml.nedo.go.jp

E-mailは上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

(2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課地熱資源開発室

Tel : 03-3501-2773

- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- プロジェクト実施に関する留意事項
- 本公募の流れ
- **提案書（事業戦略ビジョン）の作成について**
- グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

<基本的事項>

- 本基金事業では、「事業戦略ビジョン」がいわゆる提案書に当たります。
- フォーマットはあくまで例示であり、資料の体裁・分量を変えることは自由ですが、**各ページの記載ガイド（青色のボックス）について十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性があります。**
 - ※各ページの記載ガイド（青色のボックス）は提出時に削除して下さい。
- 事実・データ等の記載は、出典を明記して下さい。
- 必要に応じて、参考資料（自由様式）を挿入して下さい。
- 研究開発内容④については事業の一体的かつ効率的な推進を図る観点から、全体を対象とした提案のみを受け付けるものとし、**個別技術のみの提案は受け付けません。**

<提案情報の扱い>

- 本事業戦略ビジョンのうち**非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記**下さい。非開示情報と認められる情報は、NEDOや担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。
- 上記の非開示とした情報を除いた上で、**NEDO・GIウェブサイト**に採択者の「**事業戦略ビジョン**」を公開します。
- 本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に（年に1度を想定）更新の上、随時公開いただきます。

<コンソーシアムによる提案の場合>

- 事業戦略ビジョン（別紙1「積算用総括表」含む）は**事業者ごとに作成**してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載して下さい。
- 別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載して下さい。
- 提案に当たっては、**コンソーシアム全体を統括する幹事企業**を決めて下さい。
- 再委託先は「事業戦略ビジョン」の提出は不要です。（ただし、別紙1「積算用総括表」は再委託先まで含めて作成が必要です。）

事業戦略ビジョン

提案プロジェクト名：○○○

提案者名：A社（幹事企業）、代表名：代表取締役社長 aa aa

（共同提案者（委託先除く）：B社）

※コンソーシアム等による共同実施の場合には、幹事企業を明記して下さい。

<注意事項>

- 本資料に記載している項目に必要情報を入力し、「事業戦略ビジョン」を作成してください。これが、いわゆる提案書に当たります。
- フォーマットはあくまで例示であり、資料の体裁・分量を変えること（既存の中期経営計画・経営ビジョン等の引用・挿入等を含む）は自由ですが、各ページの記載ガイド（青色のボックス）について十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性があります。なお、事実・データ等の記載は、その出典を明記して下さい。
- 各ページの記載ガイド（青色のボックス）は提出時に削除して下さい。
- 必要に応じて、参考資料（自由様式）を挿入して下さい。

赤枠内には「作成者に関する情報」を記載してください。

例）A社（幹事企業）、B社、C社のコンソーシアムによる提案において、B社が作成する事業戦略ビジョンの表紙は以下のとおりになります。

提案者名：B社、代表者名：代表取締役社長 bb bb
（共同提案者：A社（幹事企業）、C社）

<事業戦略ビジョンの目次>

目次

0. コンソーシアム内における各主体の役割分担

1. 事業戦略・事業計画

- (1) 産業構造変化に対する認識
- (2) 市場のセグメント・ターゲット
- (3) 提供価値・ビジネスモデル
- (4) 経営資源・ポジショニング
- (5) 事業計画の全体像
- (6) 研究開発・設備投資・マーケティング計画
- (7) 資金計画

0.はコンソーシアムで提案する場合のみ、
取りまとめ企業が作成

1. 3. 4.は実施主体ごとに提出
(コンソーシアムで提案する場合には、
各計画に整合性を図ること)

2. 研究開発計画

- (1) 研究開発目標
- (2) 研究開発内容
- (3) 実施スケジュール
- (4) 研究開発体制
- (5) 技術的優位性

2.はコンソーシアムで提案する場合には、
全者共通の内容

3. イノベーション推進体制（経営のコミットメントを示すマネジメントシート）

- (1) 組織内の事業推進体制
- (2) マネジメントチェック項目① 経営者等の事業への関与
- (3) マネジメントチェック項目② 経営戦略における事業の位置づけ
- (4) マネジメントチェック項目③ 事業推進体制の確保

4. その他

- (1) 想定されるリスク要因と対処方針
- (2) 技術流出防止措置
- (3) 提案者情報

1.事業戦略・事業計画/(5)事業計画の全体像の記載について



事業戦略ビジョンフォーマット p10 (1.事業戦略・事業計画)

- 本プロジェクトと無関係な事業・研究開発については、本ビジョンに記載いただく必要はありません。
- 但し、「会社全体の売上高研究開発費比率」については 当該事業以外も含む、会社全体の研究開発費／会社全体の売上高より算出してください。

1. 事業戦略・事業計画／(5) 事業計画の全体像

〇〇年間の研究開発の後、NX年頃の事業化、NY年頃の投資回収を想定

投資計画

- 研究開発の不確実性を前提とした上で、一定の仮定に基づき、2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要を記載
- 提案時点での数字や内容は必ずしも正確である必要はなく、研究開発成果を用いた製品・サービス等の事業化、収益化・事業成長の見通し・スケジュール（当初計画）を確認するもの
- 今後、分野別ワーキンググループにおけるモニタリングにおいて、当該情報をアップデートした上で、定期的に確認を行う予定

2035年度までの各年度及び事業化年度、投資回収年度について単年度ごとに記入									
直近の決算情報	研究開発				事業化				投資回収
	N0年度	N1年度	...	N10年度	...	NX年度	...	2035年度	2035年度 まで合計
取組の段階	事業化可能性の検証	研究開発の開始	...	XXX	...	事業化	...	XXX	XXX
売上高	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円
原価	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円
研究開発費	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円
販売管理費	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円
営業利益	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円
会社全体の 売上高研究 開発費比率	X%	X%	...	X%	...	X%	...	X%	XXX
CO ₂ 削減効果	-	-	...	-	...	XXトン	...	XXトン	XXトン

NY年度までの費用対効果
総投資額 〇億円 ≤ 総収益額 〇億円

※減価償却方式で計上

2.研究開発計画の記載にかかる留意事項について



事業戦略ビジョンフォーマット p15～21 (2.研究開発計画)

- アウトプット目標を達成するために解決すべき課題や方法を整理して記載してください。また、これらが他の研究等と比較して新規性があり、技術的に優れていることを図表等で表現し、分かりやすく記載してください。
- 現状の技術課題、その課題を解決する当該技術における独自性・新規性・優位性・実現可能性・残された技術課題に関する解決の見通し等について言及ください。
- なお、複数企業等の連名提案の場合は、各機関の役割分担と必要性を明確にするとともに、どのように連携・協調しながら課題を解決するかを説明してください。

- グリーンイノベーション基金事業の概要
- 次世代型地熱技術の開発プロジェクトの概要
- プロジェクト実施に関する留意事項
- 本公募の流れ
- 提案書（事業戦略ビジョン）の作成について
- **グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明**

グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部 グリーンイノベーション基金室

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守 毎年度のWGへの出席

公募要領 P.22, 23

『主要な企業等の経営者（※1）』は、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。

また、大学や研究機関等のみでの応募により採択された大学や研究機関等の代表者（※2）は、毎年度、WGにおける実施企業等の経営者との対話の場に参加し、取組状況について説明していただきます。

（※1） 主要な企業等の経営者

① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）

② 企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有するもの。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

（※2） 大学や研究機関等の代表者

研究を担う者が所属する組織において、体制構築や取組方針の策定について責任を有する者を想定しており、機関全体の長に限定はしない。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守 毎年度のマネジメントシート提出

公募要領 P.23

(※大学、公的研究機関、再委託先等は適用外)

- プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）**全ての企業等**は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。

- ① 経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）
- ② 経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）
- ③ 事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守 取組状況が不十分な場合の事業中止・国費負担額の一部返還

公募要領 P.23,24

(※再委託先等は適用外)

- WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である
(例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等)と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。**補助事業の場合、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を支払いません。**
- **改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、事業の中止に係る意見を決議し、部会において中止の最終決定を行います。その場合、事業を中止した年度の補助金は支払いの対象となりません。**
- 大学や研究機関等のみでの応募により採択された大学や研究機関等については、取組状況が不十分な場合、WGによる事業中止判断の対象となりますが、国費負担額の一部返還は適用外となります。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

公募要領 P.24

(※大学、公的研究機関、再委託先等は適用外)

- 野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、事業終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、**成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます**。企業等には、事業終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある『1. 事業戦略・事業計画』に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む**社会実装計画を提出**いただきます。
- NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、**

$$\text{【（総事業費）} \times \text{（インセンティブ率）} \times \text{（目標の達成度）】（＝インセンティブ額）}$$
の金額を付与します。（インセンティブ率を除いた補助金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画をご参照ください。）
- 補助事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のNEDOのフォローアップにおいて、企業等は、**社会実装計画の指標が未達である場合に、の金額を返還**いただきます。

委託事業および補助事業の契約・交付ならびに事務処理等について

公募要領 P.6

＜委託事業＞

- 業務委託契約の締結にあたっては、[「業務委託契約約款」](#)及び[「グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款」](#)を適用します。
- グリーンイノベーション基金事業の委託事業では、[「委託業務事務処理マニュアル」](#)を適用します。

＜補助事業＞

- [「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」](#)に基づく交付決定を行います。
- グリーンイノベーション基金事業の補助事業では、[「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル](#)を適用します。

＜共通＞

- グリーンイノベーション基金事業特有の取扱いについては、[「グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル（委託、補助共通）」](#)も併せてご参照ください。

処分制限財産の取扱い(補助事業のみ)

公募要領 P.27

① 資産の帰属

- 取得財産の帰属は事業者になりますが、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には**処分制限**があります。

(交付規程第16条第1項、第2項)

② 財産の処分制限

- 取得財産のうち、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、処分をしようとするときは、あらかじめ**NEDOの承認を受けていただく必要**があります。

(交付規程第9条第1項第十七号および第16条第3項)

- NEDOの承認にあたっては、原則として、**当該財産の残存簿価相当額**または**当該財産の処分によって得た収入**に補助割合を乗じて得た額を**NEDOへ納付**することが条件となります。

(交付規程第15条第4項、(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル 11.処分制限財産の処分)

③ 処分制限財産の商用利用

- 取得した処分制限財産を使用して**GI基金事業の補助目的に沿って商用利用を行う場合**は、社会実装までを支援するという本補助金の目的に反しない使用として、財産処分として定義されている「転用」には該当せず、**財産処分手続きを要しない**こととします。ただし、その際、**NEDOに対する事前報告を求める**こととし、NEDOは補助目的に沿った使用であるかを確認いたします。
- また、補助事業者が当該財産を第三者（性質は問わない）に譲渡または貸付けをし、その**第三者が補助目的に沿った商用利用を行う場合**は、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等として、NEDOへの**納付条件に代えて再処分条件を付す**場合があります。なお、第三者による補助目的に沿った商用利用も「転用」には該当せず、**財産処分手続きを要しない**こととします。

((詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル 11.処分制限

財産の処分)

質疑応答

- ご質問は「質問内容」をチャットでご入力ください。
- 事務局から順次回答いたします。
- 本日全ての質問を回答できない場合は、後日公募ページにて回答をさせていただきます。
- なお、チャットは本説明会の参加者全員が閲覧可能です。
- 本説明会以降のお問い合わせは、メールでお問い合わせください。

ご応募、お待ちしております。